

# GLTD制度

(団体長期障害所得補償保険)

## ご導入のお勧め

金銭報酬

福利厚生制度



役割・成果に  
対する報酬



「特定の行動」等、  
会社の意向を反映

頑張っている職員の方が、突然の事故や病気で！  
今までのように働けなくなったときに、経済的な大問題が  
ご本人とご家族の生活設計をサポートすることが可能です



職員の皆様が安心して働くことができる  
環境づくりのための新しい福利厚生制度

### GLTD制度とは

**Group  
Long  
Term  
Disability**

GLTD制度とは、職員の皆様が病気やケガにより  
長期間仕事が出来なくなったとき、  
最長で本来の定年まで収入を補償していく  
制度です。

GLTD制度は働く方々の支持率が高く、低コストであることから、労使のエンゲージメントの強化、モチベーションの向上を図る施策として導入され、**職員の定着率の向上**や**新規採用強化**としても評価され、普及が加速している制度です。

雇用の流動性が高まる中では、職員の方々を繋ぎ止める「エンゲージメント」が重要とされています。

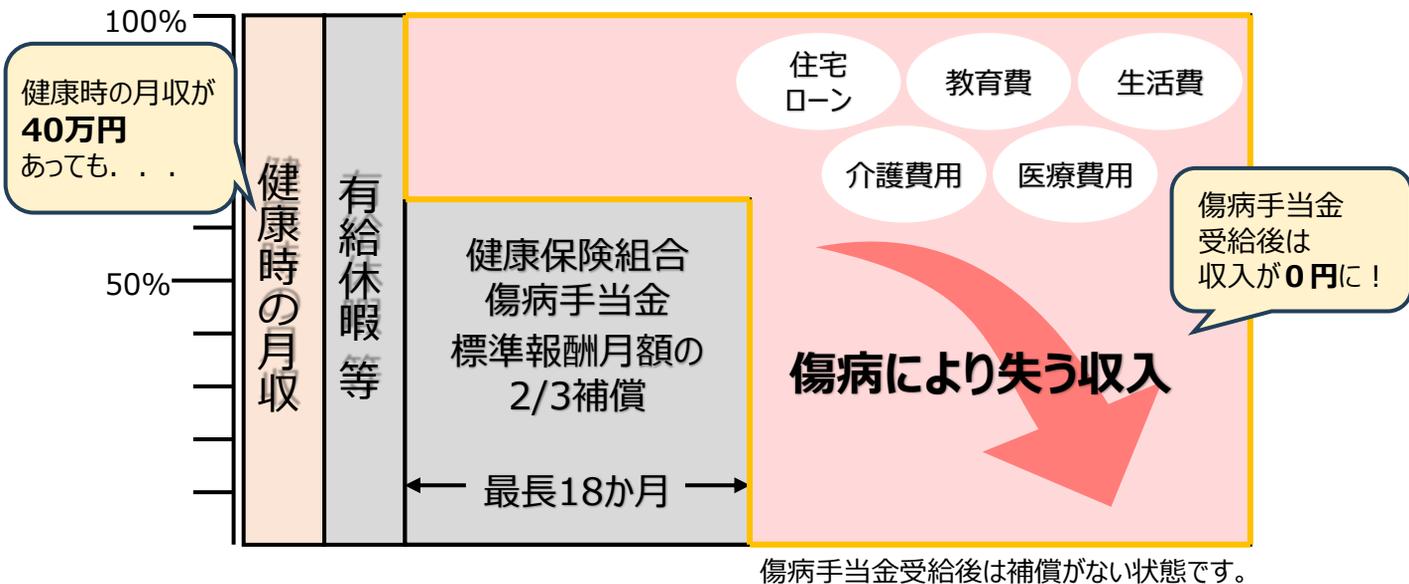
多様化する人材プールのニーズに今までのような福利厚生制度で応えることは困難ではないでしょうか？

マーシュジャパン社では、日本国内で約1,000団体様のGLTD制度の設立・運営を行っています。

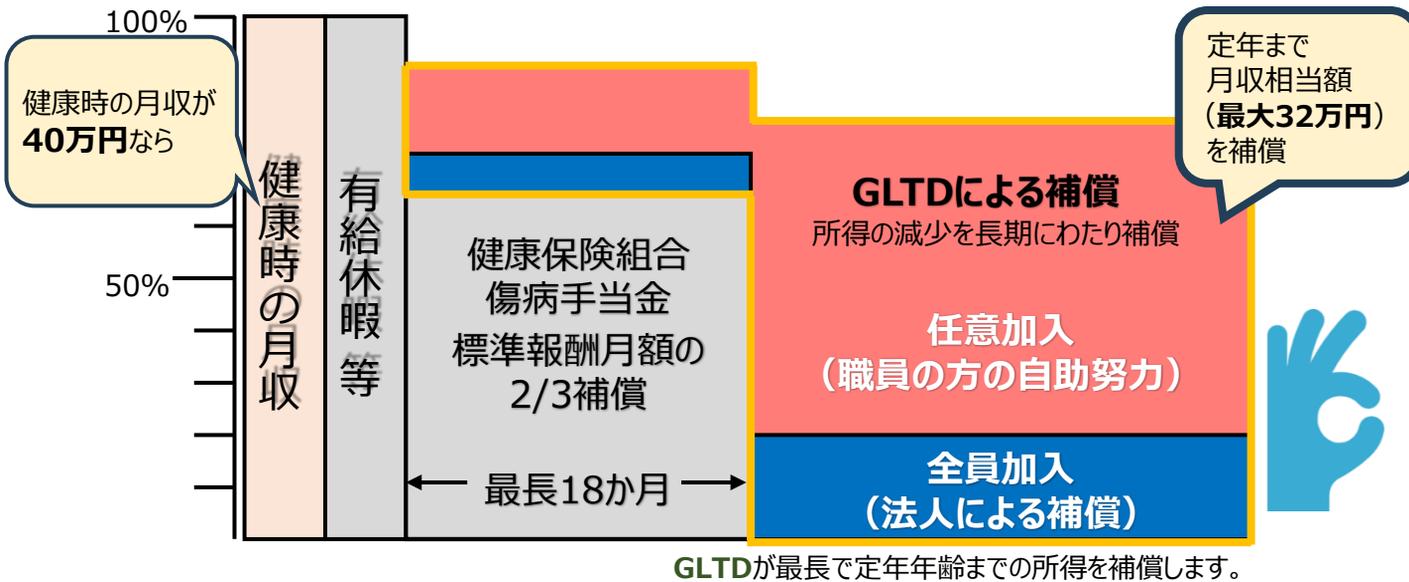
# 現在の状況

**課題** 社会保険制度ではリスクをカバーできていない長期就業不能への不安

働けなくなってしまった時の所得は・・・？



## GLTD制度導入例



GLTD制度は、法人が職員の皆様に補償を付与する「全員加入部分」と、職員の方の自助努力による「上乘せ補償」から成り立っています。

※法人様にご負担いただく費用は職員の方お1人あたり月額300円程度からご検討いただけます。

なお、費用は免責期間、支払期間、給付率、加入者の人員構成等により異なりますのでご注意ください。

貴法人にとって最適なGLTD制度をカスタマイズ設計します。  
まずはマーシュジャパンまでご連絡ください。

電話でのお問い合わせ  
03-6775-6318

【引受保険会社】  
損害保険ジャパン株式会社  
横浜支店 営業第一課  
〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通5-70  
損保ジャパン横浜馬車道ビル5F  
TEL : 045-661-2713  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱幹事代理店】  
マーシュジャパン株式会社  
エンployーヘルス&ベネフィット 担当：栗坂  
〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー  
TEL : 03-6775-6001  
E-mail : takahiro.kurisaka@marsh.com  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

本ご案内は概要を説明したものです。詳しい内容やGLTD 制度の導入については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ24-10594,2024/11/20